

○倉吉市空き家対策除却支援事業補助金交付要綱

平成27年8月10日告示第111号

改正

平成29年8月1日告示第98号

平成30年5月22日告示第91号

令和元年5月22日告示第7号

令和3年5月17日告示第76号

令和7年4月1日告示第63号

令和8年4月16日告示第96号

倉吉市空き家対策除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市空き家対策除却支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金は国庫補助金及び県費補助金をその財源の一部としており、補助金の交付を受ける者は、前項の規定によるもののほか、国庫補助金及び県費補助金に係る交付要綱その他の規程の規定に従わなければならない。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 空住戸等 倉吉市空家等の適正管理に関する条例（平成25年倉吉市条例第29号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号に規定する空住戸等（共同住宅の住戸を除く。）であって、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅であるものをいう。
- (3) 除却 建築物の解体、撤去、廃材等の処分及び跡地の整地をいう。
- (4) 解体業者 建築物等の除却を行う資格を有する事業者をいう。
- (5) 自治公民館 市の区域内において、地縁によってつながりを持った市民が、地域における防災、防犯、環境保全、健康増進、福祉等の活動を自主的に運営している組織（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定による認可を受けた地縁による団体を含む。）をいう。

(交付目的)

第3条 補助金は、周囲に対して防災上危険を及ぼす可能性のある空家等若しくは空住戸等の除却を行う者又は空家等若しくは空住戸等の除却を行い、除却後の跡地を管理し、かつ、計画的に利用する者に対し、当該除却に要する費用を補助することにより、当該空家等又は空住戸等の速やかな除却を促進し、もって生活環境の保全及び安全で安心な市民生活を確保することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に定める補助事業を行う同表の第2欄に定める事業実施者（同表の第3欄に定める補助要件を満たす者に限る。以下「申請者」という。）その他市長が特に認める事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に定める補助対象経費の合計額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と、同表の第6欄に定める限度額のいずれか低い額（1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、倉吉市空家等対策審議会の審議を経て勧告のあった場合は、当該勧告の内容に係る補助対象経費に補助率を乗じて得た額については、同表第6欄に定める限度額を適用しない。
- 3 補助金の交付は、空家等又は空住戸等が存する一敷地（一の空家等又は一の空住戸等と用途上不可分の関係にある2以上の空家等のある一団の土地をいう。以下同じ。）につき1回を限度とする。この場合において、別表の第6欄に定める限度額は、空家等の場合にあつては一敷地に対するものとし、空住戸等の場合にあつては一の空住戸等に対するものとする。

（交付申請の添付書類）

第5条 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

- 2 規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 空家等又は空住戸等の位置図及び現況写真（前面道路等周辺の状況がわかるものを含む。）
 - (2) 空家等又は空住戸等の除却に要する経費の額がわかる見積書の写し
 - (3) 委任状（空家等又は空住戸等の除却について委任を受けた者が申請する場合に限る。）
 - (4) 土地及び建物の所有者がわかるもの（空き家等除却支援事業に限る。）
 - (5) 所有者の住民票（空き家等除却支援事業に限る。）
 - (6) 空き家等の跡地に係る利用計画書（様式第3号。空き家等除却支援事業に限る。）
 - (7) その他市長が必要と認めるもの

（交付決定の時期等）

第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の市長が別に指定する変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の増額又は3割を超える減額
- (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（検査員による検査）

第8条 規則第14条の規定による検査員は、少なくとも一度、補助事業の完了の状況を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、事業実施者は、当該検査の実施に協力しなければならない。

2 規則第16条の規定による検査結果の通知は、様式第5号によるものとする。

（実績報告の時期等）

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める

日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 規則第17条第2項のその他市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類等とする。
- (1) 空家等又は空住戸等の除却に関する契約書又は請書の写し
 - (2) 空家等又は空住戸等の除却に要した経費の額がわかる領収書又は請求書の写し
 - (3) 空家等又は空住戸等の除却の後の状況がわかる写真（空き家等除却支援事業にあつては、跡地に跡地利用計画書（様式第6号）を表示していることがわかるものを含む。）
 - (4) その他市長が必要と認めるもの
（補助金の支払）

第10条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条に定めるところによる。

- 2 規則第19条の規定による補助金の概算払の通知は、様式第7号によるものとする。
（交付額の確定の通知）

第11条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第8号によるものとする。ただし、当該通知は、市長が国庫補助金の額の確定の通知を受けた後に行う。
（その他）

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年8月10日から施行する。

附 則（平成29年8月1日告示第98号）

この告示は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成30年5月22日告示第91号）

この告示は、平成30年5月22日から施行する。

附 則（令和元年5月22日告示第7号）

この告示は、令和元年5月22日から施行する。

附 則（令和3年5月17日告示第76号）

この告示は、令和3年5月17日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第63号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月16日告示第96号）

この告示は、令和8年4月16日から施行する。

別表（第4条、第5条、第8条関係）

1 補助事業	2 事業実施者	3 補助要件	4 補助対象経費	5 補助率	6 限度額
1 空き家等 除却支援事業	次に掲げるいずれかの者 (1) 空家等又は空住戸等の所有者（以下「所有者」という。） (2) 所有者から空家等又は空住戸等の除却について委任を受けた者	倉吉市内に存する建築物で、次の(1)から(3)までの全てに該当するものであること。 (1) 空家等又は空住戸等の除却後の跡地に係る利用計画書（様式第3号）が提出されるもの (2) 空家等又は空住戸等の除却後の跡地に跡地利用計画（様式第5号）の表示を1年以上行うもの (3) 公共事業等の補償の対象となっていないもの	解体業者（市内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）による空家等又は空住戸等の除却に要する経費（住宅地区改良法第27条第3項に規定する国土交通大臣の定める除却費を限度とする。）	2 / 5	60万円
2 老朽危険 空き家等除却 支援事業	次に掲げるいずれかの者 (1) 空家等又は空住戸等の所有者又は相続権利者（以下「所有者等」という。） (2) 所有者等から空家等又は空住戸等の除却について委任を受けた者 (3) 自主的対応が困難な空家等の所有者から空家等又は空き住戸等の除却について委任を受けた自治公民館	倉吉市内に存する建築物で、次の(1)及び(2)に該当するものであること。 (1) 法又は条例に基づく除却の助言、指導又は勧告を受けた空家等又は空住戸等のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（ただし、第2欄(3)にあつては勧告を受けたものに限る。） ア 倒壊すれば、前面道路を封鎖し（その一部の通行を遮断する場合を含む。）、災害時の避難、救援活動、物資輸送等に支障を生じるおそれがあるもの イ 繁華街又は幹線道路に面し、倒壊すれば、通行人、車両等に被害を与えるおそれがあるもの ウ 倒壊すれば、隣地の建築物等を損壊し、その居住者に被害を与えるおそれがあるもの エ 周辺地域の住環境に著しく衛生上有害な影響を生じるおそれがあるもの (2) 公共事業等の補償の対象となっていないもの	解体業者（市内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）による空家等又は空住戸等の除却に要する経費（住宅地区改良法第27条第3項に規定する国土交通大臣の定める除却費を限度とする。）	【第2欄 (1)、 (2)の 場合】 4 / 5。 【第2欄 (3)の場 合】 10 / 10	120万円

注) 第1欄の2の事業のうち、第2欄(3)の「自主的対応が困難な」とは、所有者等の財産や収入の状況やこれらの将来見通し等（生活保護受給状況、年齢、健康状態、年金受給状況等）を踏まえ、総合的かつ客観的にみて費用の回収が困難と判断したものであること。

様式第1号（第5条、第9条関係）

様式第2号（第5条、第9条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第9条関係）

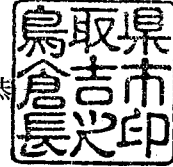
様式第7号（第10条関係）

様式第8号（第11条関係）

倉吉市空き家対策除却支援事業補助金交付要綱（平成27年倉吉市告示第111号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月16日

倉吉市長 広田 一恭



次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後						改正前																	
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 自治公民館 市の区域内において、地縁によってつながりを持った市民が、地域における防災、防犯、環境保全、健康増進、福祉等の活動を自主的に運営している組織（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定による認可を受けた地縁による団体を含む。）をいう。</u></p>						<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>																	
<p>(交付目的)</p> <p>第3条 補助金は、周囲に対して防災上危険を及ぼす可能性のある空家等若しくは空住戸等の除却を行う者又は空家等若しくは空住戸等の除却を行い、除却後の跡地を管理し、かつ、計画的に利用する者に対し、当該除却に要する費用を補助することにより、当該空家等又は空住戸等の速やかな除却を促進し、もって生活環境の保全及び安全で安心な市民生活を確保することを目的として交付する。</p>						<p>(交付目的)</p> <p>第3条 補助金は、周囲に対して防災上危険を及ぼす可能性のある空家等若しくは空住戸等の除却を行う者又は空家等若しくは空住戸等の除却を行い、除却後の跡地を管理し、かつ、計画的に利用する者に対し、当該除却に要する費用の<u>一部</u>を補助することにより、当該空家等又は空住戸等の速やかな除却を促進し、もって生活環境の保全及び安全で安心な市民生活を確保することを目的として交付する。</p>																	
別表（第4条、第5条、第8条関係）						別表（第4条、第5条、第8条関係）																	
1	補 助 事 業	2	事 業 実 施 者	3	補 助 要 件	4	補 助 対 象 経 費	5	補 助 率	6	限 度 額	1	補 助 事 業	2	事 業 実 施 者	3	補 助 要 件	4	補 助 対 象 経 費	5	補 助 率	6	限 度 額
1 略				解体業者（市内に本店又は主たる事務所を有するもの）		略		1 略				解体業者（市内に本店又は主たる事務所を有するもの）		略		2 老次に掲倉吉市内に存るもの							
2 老次に掲倉吉市内に存るもの				【第略		2 老次に掲倉吉市内に存るもの				4 / 略													

朽危険空き家等除却支援事業	げるい ずれか の者 (1) ・ (2) 略 (3) — 自主的 対応が 困難な 空き家 等の 所有者 から 空き住 戸等の 除却に ついて 委任を 受け	する建築物 で、次の(1) 及び(2)に該 当するもので あること。 (1) 法又は は条例に 基づく除 却の助 言、指導 又は勧告 を受けた 空き家等 又は空住 戸等のう ち、次に 掲げる要 件のい れかに該 当するも の(ただし、 第2欄(3)に あつては 勧告を受 けたもの に限 る。)ア～エ 略	に限 る。)による 空家等 又は空 住戸等 の除却 に要す る経費 (住宅 地区改 良法第 27条第 3項に 規定す る国土 交通大 臣の定 める除 却費を 限度と する。)	2 欄 (1) 又は (2)	の場 合】 4 / 5。【第 2 欄 (3) の場 合】 10/10

朽危険空き家等除却支援事業	げるい ずれか の者 (1) ・ (2) 略	する建築物 で、次の(1) 及び(2)に該 当するもので あること。 (1) 法又は は条例に 基づく除 却の助 言、指導 又は勧告 を受けた 空き家等 又は空住 戸等のう ち、次に 掲げる要 件のい れかに該 当するも の ア～エ 略	に限 る。)による 空家等 又は空 住戸等 の除却 に要す る経費 (住宅 地区改 良法第 27条第 3項に 規定す る国土 交通大 臣の定 める除 却費を 限度と する。)	5

た
自
治
公
民
館

(2) 略

(2) 略

注) 第1欄の2の事業のうち、第2欄(3)の「自主的対応が困難な」とは、所有者等の財産や収入の状況やこれらの将来見通し等(生活保護受給状況、年齢、健康状態、年金受給状況等)を踏まえ、総合的かつ客観的にみて費用の回収が困難と判断したものであること。

附 則

この告示は、令和8年4月16日から施行する。